

## 学校法人九州国際大学 カスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針

### はじめに

本学園は、学生・生徒の成長と学びを支えるため、教職員が安心して働く環境の整備は、重要な責務と考えています。

近年、教育機関においても、保護者や関係者からの過度な要求や不適切な言動等、所謂カスタマーハラスメントが問題となっており、本学園は、以下のとおり「カスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針」を定め、公表いたします。

### 1. カスタマーハラスメントの定義

本学園に対する意見・言動のうち、要求内容に妥当性を欠くもの、妥当であっても要求を実現するための手段や態様が社会通念上不相当なものであり、教職員の健康や職場環境が害されるもの。

### 2. 対象となるハラスメント行為の例

- ・身体的・精神的な攻撃（暴言、脅迫、暴力、侮辱、土下座の強要、差別的発言など）
- ・教職員のプライバシー侵害（無断録音・録画、SNSでの誹謗中傷など）
- ・過度な要求（合理性を欠く謝罪・金銭・特別対応の要求など）
- ・業務妨害（長時間の拘束、繰り返しのクレーム、居座りなど）
- ・その他社会通念上相当な範囲を逸脱する迷惑行為

### 3. 対応方針

- ・該当する行為が確認された場合、毅然とした態度で対応します。
- ・必要に応じて、外部機関（弁護士、警察等）と連携します。
- ・教職員の心身のケアと再発防止に努めます。

### 4. 教職員の支援体制

- ・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- ・教職員への研修を通じて、対応力の向上を図ります。

### 5. 保護者・関係者の皆様へ

本方針は、教育・学習の質を守るためのものであり、みなさまとの信頼関係を大切にしながら、より良い教育環境の実現を目指すものです。ご理解とご協力ををお願い申し上げます。

### 最後に

学生・生徒の健全な成長のためには、保護者のみなさまのご理解・ご協力が不可欠です。

今回、方針を作成し公表させていただいたのは、カスタマーハラスメントに対しての対策のみを目的としたものではなく、学生・生徒・保護者のみなさま・地域社会との信頼関係を築き、心地良いコミュニケーションを通して、教育の質を高めることを目的としています。

本学園では、学生・生徒一人ひとりに合わせた教育を心がけておりますが、時には行き届かないこともあるかと思います。

このような場合、保護者のみなさまにおかれましては、温かく学生・生徒を見守り頂くと同時に、本学園での教育内容のフィードバック等にもご協力をいただけますと幸いです。

学生・生徒の成長に関わるご意見や苦情はハラスメントにあたるとは考えておりません。

今後も教職員一同、学生・生徒・保護者のみなさま・地域社会との連携を図り、学生・生徒に質の高い教育を提供できるよう尽力して参ります。

ご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

2025年10月

学校法人九州国際大学 理事長 北村 昌之  
九州国際大学 学長 櫻井 弘晃  
九州国際大学付属高等学校 校長 奥永 哲二  
九州国際大学付属中学校 校長 大峯 一純

## 【保護者のみなさまへ】

### カスタマーハラスメントに関する Q&A

#### Q1. 「カスタマーハラスメント」とは何ですか？

A. 学校や教職員に対して、社会通念を超える不当な言動や要求を行うことを指します。たとえば、暴言・脅迫・長時間の拘束・土下座の強要・SNSでの誹謗中傷などが該当します。

#### Q2. 保護者の意見や要望を伝えることも「ハラスメント」になるのですか？

A. いいえ。ご意見やご要望をお伝えいただくこと自体は、教育の質を高めるうえで大切なことです。ただし、その伝え方や内容が、教職員の人格や尊厳を傷つけるような場合には、ハラスメントと判断されることがあります。

#### Q3. どのような行為が「カスタマーハラスメント」にあたりますか？

- A. 以下のような行為等が該当します。
- ・大声で怒鳴る、侮辱的な言葉を使う
  - ・教職員の対応を録音・録画し、無断でSNS等に投稿する
  - ・繰り返し同じ要求をし続ける
  - ・業務時間外や休日に連絡を繰り返す
  - ・不合理な謝罪や補償を求める

#### Q4. 学校はどのように対応するのですか？

A. 本法人では、教職員が安心して教育活動に専念できるよう、ハラスメント行為が確認された場合は、毅然とした対応を行います。必要に応じて、外部の専門機関（弁護士・警察など）と連携することもあります。

#### Q5. 保護者として気をつけるべきことはありますか？

A. お子さまの教育環境をより良くするために、建設的な対話を心がけていただければ幸いです。ご不安やご不満がある場合も、冷静にご相談いただければ、誠意をもって対応いたします。

#### Q6. 相談や意見を伝えたいときはどうすればいいですか？

A. 各校の窓口や担任教員、または法人の相談窓口までご連絡ください。内容に応じて、適切に対応させていただきます。（法人の相談窓口／法人事務局総務企画部総務室 Tel 093-671-8900）

#### 最後に

私たちは、保護者のみなさまと協力しながら、子どもたちの健やかな成長を支えていきたいと考えています。ご理解とご協力を、どうぞよろしくお願ひいたします。